

平成29年2月28日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年1月分)について

平成29年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年1月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが73件、平成27年度が49件、平成26年度が10件、平成25年度以前が210件、合計342件(市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた30件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な309件について、日本年金機構HPに掲載しています。

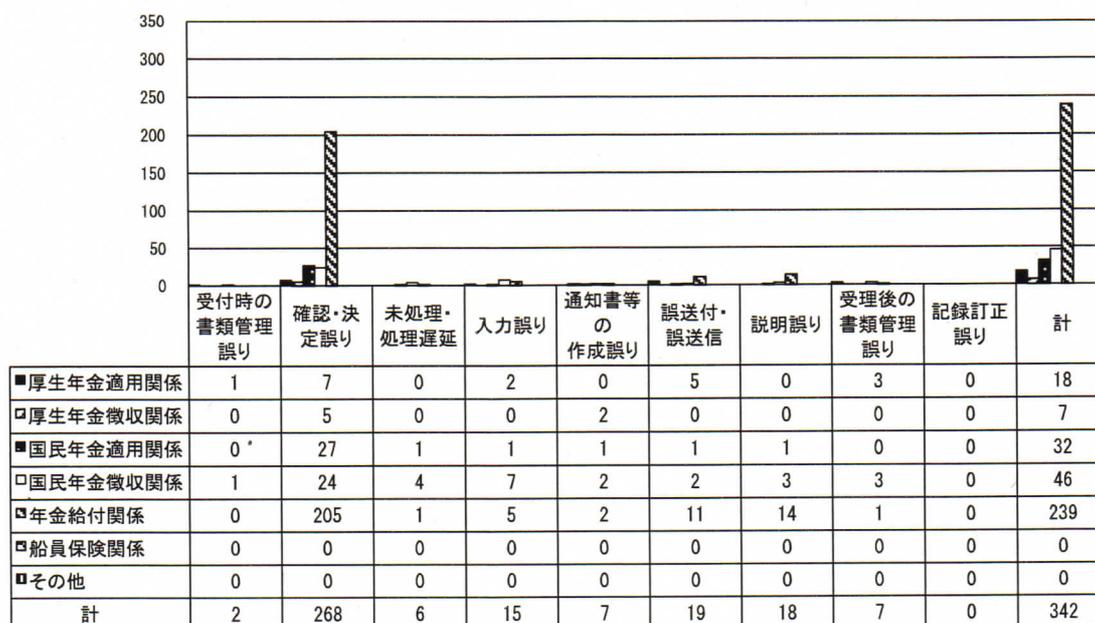
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	188	6	1	4	3	3	2(3)	10	35(14)	45(28)	297(45)
割合	55.0%	1.8%	0.3%	1.2%	0.9%	0.9%	1.5%	2.9%	14.3%	21.3%	100.0%

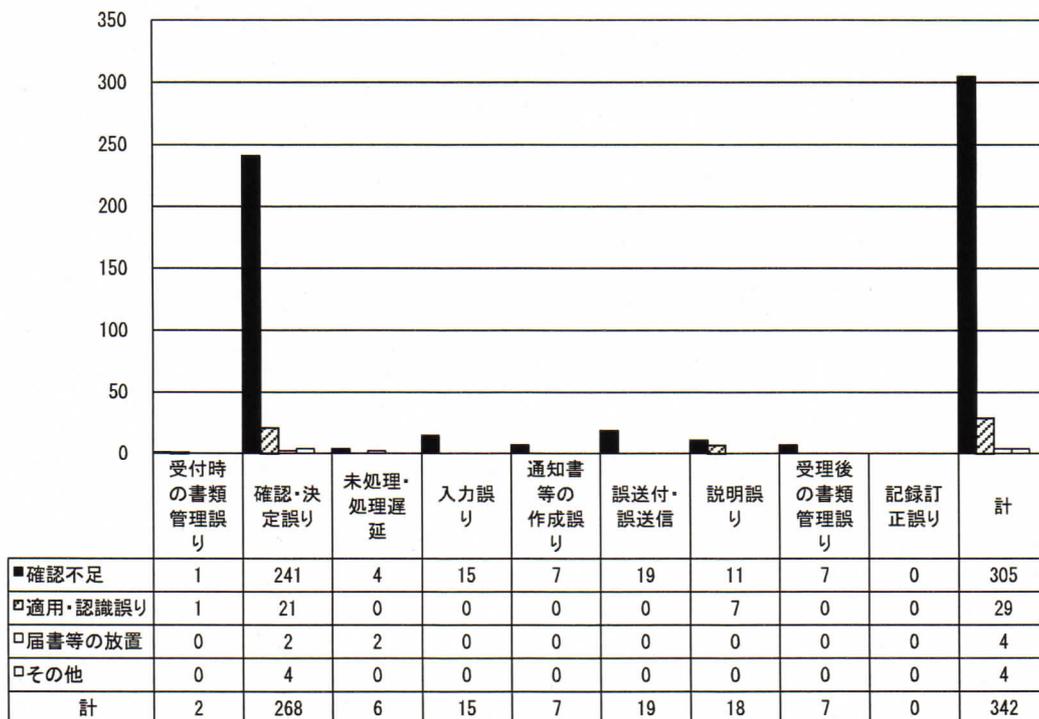
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

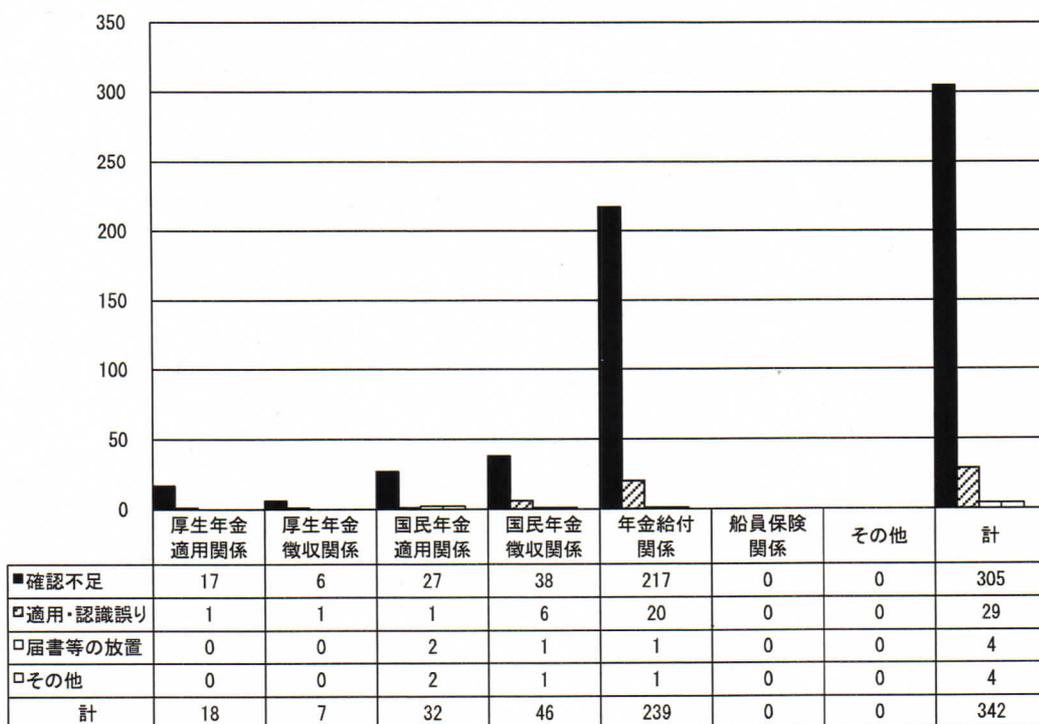
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



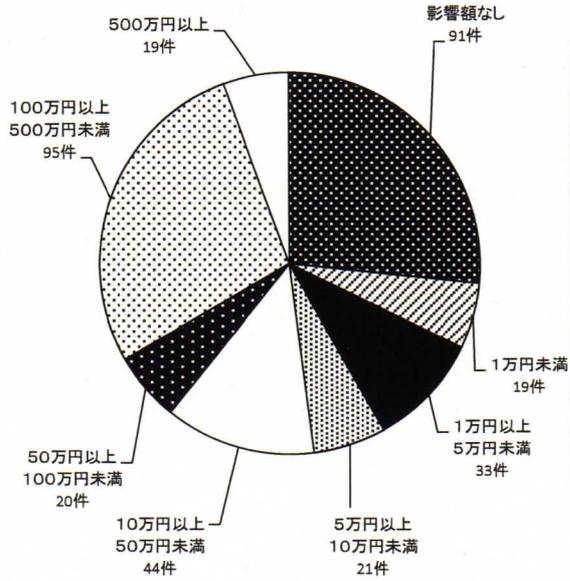
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

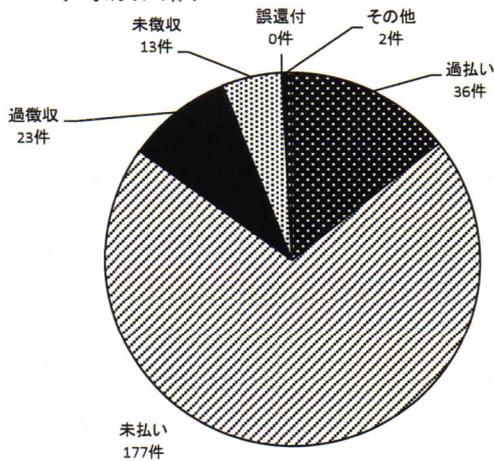


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	12	4	19	24	32	0	0	91
1万円未満	0	1	1	12	5	0	0	19
1万円以上 5万円未満	0	1	4	6	22	0	0	33
5万円以上 10万円未満	0	0	4	0	17	0	0	21
10万円以上 50万円未満	2	0	3	3	36	0	0	44
50万円以上 100万円未満	2	0	1	1	16	0	0	20
100万円以上 500万円未満	2	1	0	0	92	0	0	95
500万円以上	0	0	0	0	19	0	0	19
計	18	7	32	46	239	0	0	342

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	36件	27,427,707	761,880
未払い	177件	400,219,604	2,261,127
過徴収	23件	3,333,682	144,942
未徴収	13件	2,919,225	224,555
誤還付	0件	0	0
その他	2件	1,932,426	966,213
計	251件	435,832,644	1,736,385

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過徴収と未徴収	2件	1,932,426
---------	----	-----------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	235件	68.7%
外部	107件	31.3%
計	342件	100.0%

○日本年金機構の平成29年1月分の事務処理誤り一覧(1～30ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～15 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 3P | 整理番号 16～21 |
| 3. 国民年金適用関係 | 4P | 整理番号 22～50 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 7P | 整理番号 51～87 |
| 5. 年金給付関係 | 11P | 整理番号 88～309 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2016年 2月10日	2016年 7月29日	○担当部署において処理済の届書を確認したところ、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
2		入力誤り	大阪	豊中	2016年 2月16日	2016年 8月3日	○事務センターから連絡があり、資格取得届の処理時に資格取得年月日を誤って入力し、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	599,801
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2015年 7月27日	2016年 7月19日	○年金事務所から連絡があり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額に基づき標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,905,235
4	70歳以上被用者関連届書の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2015年 7月31日	2016年 7月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、70歳以上被用者算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額相当額を誤って決定したため年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,838,642
5	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2016年 8月8日	2016年 8月16日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届の審査時に確認が不足し、処理不要と判断したため保険料が未徴収となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	213,420
6		入力誤り	大阪	豊中	2016年 5月30日	2016年 8月1日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の処理時に標準報酬の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	538,101
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	奈良	桜井	2016年 7月4日	2016年 8月31日	○担当部署において未処理届書の確認をしたところ、決裁済書類を綴る際に確認が不足し、誤って未処理の「適用事業所所在地・名称変更届(管轄外)」を編綴していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、編綴作業時の書類確認とクリアデスクを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2016年 2月12日	2016年 2月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が他の事業所の届書等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した届書等を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	14事業所 12名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	事務センター	2016年 6月6日	2016年 6月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	27事業所 24名	なし	0
10			京都	事務センター	2016年 6月20日	2016年 6月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が他の事業所の届書等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した届書等を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6事業所 5名	なし	0
11	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 10月28日	2016年 11月15日	○事業所から問合せがあり、委託業者が確認不足により「健康保険被保険者適用除外承認証」について送付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、発送が漏れていた承認証を送付しました。 ●委託業者に対し、発送物と控えの突合確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 4名	なし	0
12		誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2016年 8月11日	2016年 8月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「標準報酬決定通知書」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。「標準報酬決定通知書」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 5名	なし	0
13	厚生年金関係届書等の未処理	受付時の書類管理誤り	奈良	桜井	2016年 5月24日	2016年 7月13日	○担当部署で届書の保管場所を点検したところ、未処理の資格取得届と資格喪失届が発見され、二事業所の保険料にそれぞれ未徴収と過徴収が生じていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる届書の管理を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	その他	156,788
14	厚生年金適用関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2016年 4月6日	2016年 5月16日	○事業所から問合せがあり、提出された資格取得届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格取得届を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
15			愛媛	事務センター	2016年 4月頃	2016年 5月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、提出された資格取得届の一部が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取得届を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、同種類の届書を別々に処理する場合の受付進捗管理システムへの登録及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2016年 7月19日	2016年 7月20日	<p>○担当部署において収納処理を行ったところ、元本保険料の徴収がなく金額が未確定である月分の延滞金を徴収したため、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金は還付しました。</p> <p>●担当部署において、延滞金を徴収するには元本保険料の納付状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	500
17	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2015年 4月28日	2015年 8月24日	<p>○担当部署において保険料登録処理を行ったところ、二以上事業所勤務者にかかる従前の資格記録について、確認不足により登録漏れと入力誤りがあったため、保険料に未徴収と過徴収が生じていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、保険料登録処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	14事業所	その他	1,775,638
18			奈良	奈良	2016年 6月21日	2016年 8月2日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料口座振替申出書の審査時に確認が不足し、二以上事業所勤務者の選択事業所の管轄年金事務所処理すべきところ、誤って非選択事業所の管轄年金事務所処理を行ったため、保険料が口座振替できていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。選択事業所の管轄年金事務所処理の申出書の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料口座振替申出書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
19			神奈川	相模原	2016年 1月20日	2016年 4月12日	<p>○内部調査により、二以上事業所勤務者が勤務する事業所にかかる所在地変更届(管轄外)の処理時に確認が不足し、保険料登録処理を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料登録処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、事業所所在地変更届(管轄外)の処理時の二以上事業所勤務者の有無の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
20			神奈川	平塚	2016年 7月13日	2016年 8月29日	<p>○事業所から問合せがあり、遡及した二以上事業所勤務届による保険料の調整処理時に、調整額の登録を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、調整届作成時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
21	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	豊中	2016年 10月31日	2016年 11月1日	<p>○担当部署において収納処理を行ったところ、延滞金を徴収した際に作成する領収証書について、誤った様式で作成していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って交付した領収証書を回収し、正しい領収証書を交付しました。</p> <p>●担当部署において、領収証書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務所	2015年10月14日	2016年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、市町村から誤った基礎年金番号で国民年金資格取得届が提出され、機構において処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●市役所から、本人確認を徹底するとの報告がありました。 	2名	なし	0
23	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2014年12月4日	2015年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給資格期間に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、不足分の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未徴収	357,600
24			千葉	千葉	2016年7月24日	2016年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、市町村において受け付けした任意加入申出書について、確認不足により事務所への送付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入申出書の処理をしました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう依頼しました。 	2名	なし	0
25			奈良	桜井	1975年12月25日	2016年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所から連絡があり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間として保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録確認を徹底するよう周知しました。 	1名	なし	0
26			神奈川	平塚	2006年12月27日	2016年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金相談時に年金記録を確認したところ、年金記録の確認不足により老齢基礎年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	774,600
27			宮城	仙台南	2010年11月17日	2016年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	343,580
28			神奈川	平塚	2007年11月14日	2016年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、老齢年金の受給資格についての相談の際に、国民年金任意加入申出書と未加入期間にかかる国民年金資格取得届を受付すべく、国民年金資格取得届の受付を漏らしたため受給資格に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、納付書を交付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認及び受付書類に不足が無いよう確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未徴収	276,000
29			大阪	玉出	2016年4月12日	2016年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所から連絡があり、合算対象期間の確認不足により老齢基礎年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、合算対象期間及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	64,880
30			東京	八王子	2003年7月28日	2016年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金記録の確認を行ったところ、年金記録の確認不足により国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたこと及び老齢年金の決定時においてもこの誤りを訂正せずに決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時や年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過払い	56,793

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	1991年 1月28日	2016年 4月20日	○年金記録の確認を行ったところ、年金記録の確認不足により国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
32			神奈川	高津	1986年 6月26日	2016年 5月17日		1名	なし	0
33					1992年 4月4日	2016年 5月17日		1名	なし	0
34					1993年 5月3日	2016年 5月17日		1名	なし	0
35			北海道	留萌	2015年 4月14日	2016年 11月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、加入可能期間を超過した保険料を口座振替していたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	33,220
36			大阪	守口	2011年 2月18日	2016年 4月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、厚生年金被保険者記録の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢基礎年金を満額にするための月数に不足があることが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,500
37			佐賀	唐津	2011年 2月24日	2016年 3月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38			静岡	沼津	2014年 4月28日	2016年 6月16日	○内部点検により、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、共済年金加入期間の計算誤りにより資格喪失予定年月日を誤って登録したため、老齢基礎年金を満額にする月数の保険料を口座振替により前納することができなかったことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
39	京都	舞鶴	2013年 1月9日	2016年 9月13日	○内部点検により、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の入力を行ったため、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足したことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0		
40	兵庫	明石	2015年 10月21日	2016年 9月5日	○お客様から問合せがあり、海外に転出するお客様が国民年金への加入を希望していたにもかかわらず、市町村が国民年金の任意加入の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入申出書を受付し、処理を行い、納付書を送付しました。 ●市町村に対して、相談時の任意加入制度についての説明を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,590		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	1996年 12月4日	2016年 5月11日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書について、配偶者の年金記録の確認不足により終期を誤って承認していたこと及び老齢年金の決定時においてこの誤りを訂正せずに決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時や年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,248
42					1997年 4月8日	2016年 5月11日		1名	過払い	98,535
43					1997年 4月11日	2016年 5月11日		1名	過払い	567,726
44	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 7月4日	2016年 8月4日	○他の部署から連絡があり、市町村が配偶者は65歳以上であるため国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、誤って国民年金第3号被保険者該当として国民年金第1号被保険者資格喪失届を作成したため口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、口座振替不能期間の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、受付時の記録確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	65,040
45	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2015年 5月21日	2016年 7月6日	○お客様から問い合わせがあり、国民年金被保険者転出取消届について審査誤りにより処理不要としていたため、お客様に納付書が送付されず前納できなかったことが判明しました。 ●訂正処理を行い、前納付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
46			福岡	久留米	2015年 4月頃	2016年 9月9日		○担当部署で点検を行ったところ、市町村へ送付した国民年金被保険者転入事実調査票の調査が行われなかったため、年金機構において居所未登録者であるとして口座振替情報が作成されず、前納保険料が口座振替されていないことが判明しました。 ●担当部署にて、お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、書類の進捗管理を適切に行うよう依頼しました。	7名	なし
47	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2016年 4月1日	2016年 7月14日	○お客様から問合せがあり、市町村から誤った基礎年金番号で国民年金種別変更届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	なし	0
48			山口	下関	2015年 9月頃	2016年 11月30日		○お客様から問合せがあり、市町村から誤った基礎年金番号で住所変更報告書が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	なし
49	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 9月16日	2016年 9月21日	○市町村から問合せがあり、国民年金1号被保険者の職権適用者に対する通知書について、一部お知らせする事項の記載を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	228名	なし	0
50	国民年金適用関係の交付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台東	2016年 6月23日	2016年 6月23日	○担当部署の職員から報告があり、お客様へ訪問の際に、他のお客様の年金手帳を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤った年金手帳を回収し、正しい年金手帳をお渡ししました。 ●担当部署において交付の際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金付加保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2003年 3月28日	2016年 2月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際に、本来、納付期限が間近であるため手作業により納付書の交付を行うべきところ、交付を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、納付書を交付しました。 ●担当部署において、付加保険料納付申出書を処理する際は、納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
52			神奈川	横須賀	2002年 5月27日	2016年 7月1日		1名	未徴収	400
53	国民年金追納保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2015年 3月17日	2015年 8月6日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間について説明を誤って国民年金保険料追納申込書を提出していただいたため、納付の順番誤りにより過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納の取消等の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54	国民年金保険料還付請求書の誤り	未処理・処理遅延	福岡	大牟田	2016年 3月31日	2016年 10月18日	○担当部署で受け付けた書類の確認をしたところ、国民年金保険料還付請求書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて、お客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,040
55	国民年金保険料還付充当処理の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	1992年 10月30日	2015年 12月7日	○事務センターから連絡があり、特例納付による保険料額で還付すべきところ、定額保険料で還付処理したため還付額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、還付処理の際に特例納付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	38,600
56		未処理・処理遅延	千葉	幕張	2015年 7月頃	2016年 9月21日	○内部点検により、過誤納者整理票が還付や充当の処理をされずに保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納付となった保険料について還付や充当の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	46名	過徴収	376,780
57	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2016年 4月13日	2016年 7月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、添付書類や婚姻期間の確認不足により、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を処理する際は、添付書類や婚姻期間の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
58			千葉	千葉	2014年 11月28日	2016年 7月28日	○お客様から問合せがあり、保険料未納期間にかかる免除について相談があった際に、未納がある全ての年度毎に国民年金保険料免除申請書の提出を案内すべきところ、一部の年度分についてのみ案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、相談時における必要な届出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59			福岡	南福岡	2014年 7月1日	2016年 10月13日	○担当部署より市町村へ確認をしたところ、市町村が回付した国民年金保険料免除・猶予申請者にかかる所得情報に誤りがあり、事務センターでの承認決定に誤りがあったことが判明しました。 ●市町村がお客様に説明の上お詫びの文書を送付しました。担当部署で訂正処理を行い、還付請求書、免除決定変更等の文書を送付しました。 ●市町村より、所得情報作成時においては複数名での確認を徹底するとの報告がありました。	32名	過徴収	490,790

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	兵庫	明石	2015年 10月頃	2016年 7月21日	○お客様から問合せがあり、当初4分の3免除のみを希望し承認されていたお客様から全額免除への変更について相談があった際に、再度国民年金保険料免除申請書を提出いただくよう案内すべく、誤って添付書類の提出のみで再審査できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、相談時における必要な届出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61		誤送付・誤送信	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 2月19日	2016年 4月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者がお客様に誤った国民年金保険料免除等承認期間変更通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料免除等承認期間変更通知書を回収し、正しい通知書をお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
62		未処理・処理遅延	東京	北	2013年 7月31日	2016年 4月8日	○担当部署で人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	93名	-	0
63		受理後の書類管理誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 1月5日	2015年 9月7日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
64	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 7月19日	2016年 8月29日	○担当部署で確認したところ、学生納付特例申請について、市町村より提供された所得情報にかかる控除額の誤りにより、正しい免除審査が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい所得情報により審査を行い、承認通知書を送付しました。 ●市町村に対して、正しい控除額に基づく所得情報の提供をするよう依頼しました。	1名	なし	0
65	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2016年 4月25日	2016年 5月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を金融機関に行う際に、誤った金額で緊急停止依頼を行ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行う際は、依頼内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66			茨城	事務センター	2015年 4月9日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受け付けた口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67			福井	事務センター	2016年 7月20日	2016年 8月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書の処理の際に口座名義人の登録を誤ったため、振込不能になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付を行いました。 ●担当部署において、登録時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,590
68			三重	四日市	2016年 3月28日	2016年 5月11日	○お客様から問合せがあり、保険料と付加保険料を口座振替で2年前納を申出されているお客様に、付加保険料のみ納付書での納付を案内したため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、相談の際には口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,700

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
69	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2015年 5月11日	2015年 12月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受け付けた口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	350
70		入力誤り	京都	事務センター	2014年 2月26日	2016年 5月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が預金種別の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
71			茨城	事務センター	2016年 2月18日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
72			静岡	事務センター	2014年 2月6日	2016年 6月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
73			茨城	事務センター	2015年 4月頃	2016年 5月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
74			静岡	事務センター	2015年 4月20日	2016年 7月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が通帳記号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
75			京都	事務センター	2016年 2月17日	2016年 6月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が通帳記号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
76		説明誤り	神奈川	平塚	2016年 2月頃	2016年 4月18日	○お客様から問合せがあり、翌年度の保険料より口座振替の辞退を希望されていたにもかかわらず、国民年金保険料口座振替納付辞退申出書の提出時期の説明を誤り受付したため、今年度の保険料について口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、相談の際には口座振替にかかるスケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	630
77		受付時の書類管理誤り	埼玉	越谷	2014年 2月10日	2014年 4月4日	○お客様から問合せがあり、市町村において受け付けした国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書が事務センターへの送付中に所在不明になったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を改めて提出していただき処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	150
78	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2016年 2月1日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、クレジットカードの有効期限更新時には改めて国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が必要であるとの説明を漏らしたため申出書の提出が行われず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の再提出が必要となるお客様には適切な説明をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	平塚	2016年 6月2日	2016年 6月13日	○担当部署で処理済の届書を確認したところ、国民年金後納保険料納付申込書について後納期限が間近であるにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、後納期限が経過し後納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書処理の際は、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,740
80	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	千葉県	幕張	2016年 4月7日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の前納納付書の作成依頼があった際に定額納付書を作成したため、お客様が定額保険料で納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料額との差額を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	7,100
81			広島県	広島広域 事務センター	2016年 4月1日	2016年 7月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付猶予取消申請書の処理を行った際に、前納納付書の作成を漏らしたため、納付書による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納納付書と定額納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、届書の処理時における納付書作成の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,560
82			神奈川県	川崎	2016年 4月21日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼の処理を行った際に、前納納付書の作成を漏らしたため、納付書による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、緊急停止依頼の処理時における納付書作成の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83		説明誤り	大阪府	豊中	2016年 9月20日	2016年 9月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付相談をした際に、コンビニエンスストアで納付できない納付書であるにもかかわらず説明を誤ったため、納付期限を経過し納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、特定事由等該当申出書を受付し、処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、事象について周知し、相談時の納付書の確認を徹底しました。	1名	未徴収	37,450
84		未処理・処理 遅延	埼玉県	熊谷	2016年 4月21日	2016年 9月30日	○内部点検により、処理済の届書にかかる国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書、国民年金付加保険料納付申出受理通知書及び国民年金保険料前納納付書が発送されず保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通知書等の送付を行いました。 ●担当部署において、通知書等の送付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,450
85	国民年金保険料延滞金納付書の誤り	確認・決定誤り	奈良県	桜井	2015年 6月9日	2016年 5月30日	○担当部署で領収した延滞金の確認をしたところ、重複して徴収した延滞金について一方の登録処理を漏らしたため、過徴収となった延滞金の還付が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、事務の流れを再確認するとともに、登録処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,450
86	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	福岡県	福岡広域 事務センター	2016年 7月4日	2016年 7月6日	○お客様から連絡があり、委託業者が納付書を封入した封筒について、封緘せずに送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から、封入・封緘時の確認を徹底するとの報告がありました。	1名	なし	0
87	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の 作成誤り	東京都	江東	2017年 2月10日	2017年 2月14日	○お客様から問合せがあり、特別催告状について、保険料を納付する期限を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの文書及び正しい期日を記載した特別催告状を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	315名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
88	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	福山	1983年 6月19日	2014年 6月13日	○記録判明に伴い年金記録を確認したところ、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	146,131
89			岡山	岡山東	1986年 11月26日	2015年 7月14日	○未支給年金請求時の記録確認時に、戸籍謄本等に記載の生年月日の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,700,351
90			大阪	堺西	1992年 3月12日	2015年 12月14日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	545,183
91			福岡	大牟田	1999年 9月22日	2016年 3月17日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	89,907
92			新潟	事務センター	2014年 11月17日	2016年 7月28日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、厚生年金保険に加入して1年を経過した日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,572
93			大阪	堺東	1981年 8月1日	2015年 8月12日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部に誤りがある状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,500
94			神奈川	横浜南	1976年 8月頃	2015年 11月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の失権年月日及び支給停止割合の変更処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,965,888
95			東京	上野	1982年 6月24日	2015年 12月25日	○遺族年金請求時の記録確認時に、年金記録の確認不足により、厚生年金被保険者期間の一部を漏らし通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時における年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,219,691

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
96	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1985年 4月1日	2015年 10月9日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,216,057
97			宮城	古川	1997年 1月15日	2016年 1月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	4,520,815
98			神奈川	港北	1987年 10月1日	2016年 1月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	270,736
99			神奈川	鶴見	2009年 6月26日	2016年 1月25日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録判明時の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	78,858
100			三重	松阪	2015年 10月21日	2016年 5月20日	○事務センターから連絡があり、年金記録判明時の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	過払い	70,201
101		説明誤り	埼玉	越谷	2016年 6月14日	2016年 6月15日	○お客様から問合せがあり、お待ちいただいた添付書類で生計維持関係の審査は可能であったにもかかわらず、必要のない戸籍謄本及び住民票の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の審査に必要な添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
102	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	1990年 8月16日	2016年 9月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	84,175
103	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1989年 1月19日	2015年 12月11日	○年金相談時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,542,333

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
104	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	1982年 3月7日	2016年 2月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,988,118
105			和歌山	和歌山西	1991年 7月11日	2016年 2月18日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,105,619
106	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	山口	岩国	1989年 1月5日	2016年 8月2日	○遺族年金決定時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	96,305
107			大阪	東大阪	1989年 3月9日	2012年 5月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	44,850
108			福岡	博多	1989年 2月2日	2015年 12月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,327,510
109			埼玉	埼玉広域 事務センター	2011年 4月7日	2016年 4月14日	○お客様から問合せがあり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,771
110			兵庫	明石	2009年 5月28日	2011年 9月15日	○機構本部から連絡があり、共済組合期間の確認不足により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	422,933
111			宮崎	宮崎	2015年 1月14日	2016年 2月4日	○機構本部から連絡があり、共済組合期間の確認不足により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	222,557
112	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 3月9日	2016年 4月20日	○コールセンターから連絡があり、被用者年金一元化法施行後に年金事務所共済年金の受給権を有したお客様の届書等を受付した場合は、共済組合へ情報を提供すべきところ、情報提供がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ情報提供を行いました。 ●担当部署において事象について周知し、事務処理マニュアルに基づき共済組合へ情報提供を行うことを徹底しました。	1名	なし	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
113	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	福島	東北福島	1992年 12月24日	2016年 10月17日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	241,605		
114			和歌山	和歌山西	2009年 12月10日	2016年 7月11日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,921		
115			福岡	大牟田	1988年 3月17日	2015年 10月27日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	611,252		
116			広島	広島西	1994年 5月11日	2015年 11月2日		1名	未払い	50,582		
117			沖縄	コザ	1994年 8月25日	2015年 12月8日		1名	未払い	5,592,165		
118			広島	広島西	1996年 5月9日	2016年 1月8日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,567,407		
119			大阪	貝塚	1998年 6月12日	2016年 4月13日	1名	過払い	66,894			
120			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 5月6日	2016年 8月17日	○年金事務所から連絡があり、被用者年金一元化法施行後に年金事務所共済年金の受給権を有するお客様の届書等を受付した場合は、共済組合へ情報を提供すべきところ、情報提供がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ情報提供を行いました。 ●担当部署において事象について周知し、事務処理マニュアルに基づき共済組合へ情報提供を行うことを徹底しました。	1名	なし	0		
121					2015年 10月21日	2016年 4月21日	1名	なし	0			
122			神奈川	横浜南	1976年 2月頃	2015年 12月4日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,937		
123			老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	栃木	栃木	2005年 7月29日	2015年 12月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,784
124					鹿児島	鹿児島南	2004年 5月20日	2016年 3月24日		1名	未払い	21,016

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
125	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	2002年 3月28日	2016年 7月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,632,201
126			神奈川	平塚	1984年 5月4日	2015年 12月18日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	257,237
127					1983年 5月24日	2016年 1月25日		1名	未払い	141,489
128			北海道	札幌西	1981年 8月25日	2016年 3月24日		1名	未払い	212,000
129			千葉	船橋	1990年 11月15日	2015年 12月9日	○記録判明に伴い記録確認を行っていたところ、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	289,077
130			山形	米沢	1996年 12月5日	2016年 5月24日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,645
131			北海道	室蘭	2000年 9月1日	2016年 3月24日	○内部点検を行っていたところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届等を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
132			愛媛	今治	1986年 10月16日	2015年 12月21日	○年金相談時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,535,276
133			長崎	長崎南	2009年 3月12日	2015年 4月3日	○内部点検を行っていたところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	96,985

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
134	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2002年 9月24日	2016年 3月22日	○内部点検を行っていたところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	48,191
135			東京	青梅	1997年 10月31日	2015年 2月12日	○未支給年金請求時に、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	50,285
136	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 3月11日	2016年 5月11日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,085,747
137			神奈川	高津	2015年 6月5日	2015年 8月24日	○年金相談時の記録確認により、70歳からの老齢基礎年金の繰下請求を希望していたため、本来、70歳到達後に老齢基礎厚生年金繰下げ請求書を受付すべきところ、誤って70歳到達前に老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書の提出を案内し、決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受付時の提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	523,597
138			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 5月19日	2016年 9月23日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時における入力項目の記載の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	169,509
139			滋賀	事務センター	2016年 7月8日	2016年 9月29日	●担当部署において、審査時における入力項目の記載の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	136,516
140			福井	福井	2016年 2月3日	2016年 6月16日	○お客様から問合せがあり、お客様は老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していたため、老齢基礎・老齢厚生年金繰下げ請求書を受付すべきところ、請求書の提出がなくても支払われると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎・老齢厚生年金支給繰下げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	829,920
141	兵庫	明石	2015年 12月12日	2016年 9月1日	○お客様から問合せがあり、お客様は老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していたため、老齢基礎・老齢厚生年金繰下げ請求書を受付すべきところ、請求書の提出がなくても支払われると社会保険労務士が誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎・老齢厚生年金支給繰下げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	776,989		
142	神奈川	高津	2016年 7月1日	2016年 7月1日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際に、老齢基礎・老齢厚生年金支給繰下げ請求書に添付を省略できる戸籍謄本等の添付書類について、誤って提出いただくよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ請求書請求時に必要な添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
143	老齢年金の加算誤り	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1991年 6月3日	2016年 3月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時に必要な書類の進達を漏らしたため、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、決定時における進達すべき書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,653,120	
144			兵庫	須磨	2009年 5月14日	2016年 3月7日		1名	未払い	2,182,972	
145		入力誤り	滋賀	事務センター	2015年 12月10日	2016年 2月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が老齢年金請求書の入力を行う際に、加算対象者の登録を漏らしたため、加算がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	449,000	
146		説明誤り	愛知	豊田	2016年 11月12日	2016年 11月14日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が既に振替加算が加算されているにもかかわらず、重複して振替加算の届出をしていただくよう案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	なし	0	
147		配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1998年 6月20日	2016年 6月28日	○事務センターから連絡があり、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,368,718
148				福島	会津若松	1989年 2月2日	2016年 3月1日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,841,743
149	神奈川			横浜南	1992年 4月23日	2016年 7月7日	●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,752,159	
150	福岡			西福岡	2004年 4月1日	2016年 4月27日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,890,074	
151	東京			板橋	1986年 11月27日	2016年 1月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,452,806	
152	神奈川			横浜南	1994年 6月8日	2016年 2月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,589,441	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)			
153	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉南	1992年 10月2日	2016年 3月11日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	4,326,808			
154			新潟	新潟東	1989年 1月31日	2016年 7月22日		1名	未払い	5,535,051			
155			群馬	前橋	1992年 2月20日	2016年 9月27日		1名	過払い	974,517			
156			大阪	城東	1994年 3月17日	2016年 7月5日		1名	未払い	3,290,782			
157			岡山	岡山東	1998年 3月9日	2015年 8月10日		1名	未払い	3,512,606			
158			宮城	仙台東	1990年 6月21日	2016年 1月22日		1名	未払い	4,222,450			
159			静岡	島田	1998年 9月27日	2016年 1月26日		1名	未払い	3,360,209			
160			埼玉	川越	2007年 2月3日	2016年 4月27日		1名	未払い	658,750			
161			福岡	西福岡	1988年 3月23日	2016年 5月10日		1名	未払い	593,358			
162			大阪	吹田	1991年 3月頃	2016年 5月27日		1名	未払い	774,657			
163			福岡	小倉北	1993年 9月2日	2016年 8月17日		1名	未払い	3,528,325			
164			配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方		2009年 1月29日	2015年 10月19日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	851,147
165					神奈川	高津		2009年 8月21日	2016年 4月15日		1名	未払い	694,924

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
166	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	2008年 12月11日	2016年 6月29日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の決定時の確認不足により、誤った基礎年金番号で登録したため、本来、停止される期間の年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	417,916	
167			広島	広島南	2003年 3月15日	2015年 10月29日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	118,358	
168			神奈川	平塚	1987年 11月12日	2015年 12月18日		1名	未払い	1,004,408	
169			岡山	倉敷東	1974年 11月13日	2016年 1月28日		1名	未払い	227,760	
170			京都	事務センター	2015年 10月28日	2016年 1月19日		○共済組合から問合せがあり、共済組合加入期間が厚生年金加入期間より長いため遺族共済年金に寡婦加算をすべきところ、誤って遺族厚生年金に寡婦加算をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金に加算される寡婦加算の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,924
171			鹿児島	川内	2002年 12月12日	2015年 6月16日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	742,209	
172			神奈川	平塚	2000年 7月13日	2015年 12月28日		1名	未払い	1,090,575	
173			滋賀	事務センター	2002年 9月5日	2016年 4月11日		1名	未払い	795,866	
174			京都	事務センター	2015年 10月1日	2015年 12月9日	○他の事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利となる短期要件で決定すべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	590,733	
175			京都	上京	2003年 7月3日	2015年 9月1日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足により、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、誤って遺族基礎年金請求書の受付を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,280,057	
176			説明誤り	埼玉	越谷	2010年 12月1日	2016年 2月12日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求の相談時に試算方法を誤り、経過的寡婦加算とすべきところ、中高齢の加算で試算し年金見込み額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の試算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
177				山形	鶴岡	2016年 6月13日	2016年 6月13日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
178	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	長崎	長崎北	2016年 6月2日	2016年 6月2日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足から、遺族厚生年金の受給資格がないにもかかわらず、年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	なし	0
179			奈良	桜井	2016年 6月7日	2016年 6月16日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、年金相談時に短期要件の遺族共済年金の受給権者であるため長期要件の遺族厚生年金は不支給となるにもかかわらず、遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
180			誤送付・誤送信	大阪	大手前	2016年 11月7日	2016年 11月9日	○お客様から問合せがあり、遺族年金の請求にかかる年金相談時に年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし
181	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2016年 5月16日	2016年 6月16日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って未支給年金請求者の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	334,298
182			兵庫	事務センター	2016年 6月28日	2016年 8月26日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢年金請求書の受付時に、雇用保険の高年齢雇用継続給付金を受給しているにもかかわらず、確認不足により支給停止事由該当届の受け付けを漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止事由該当届をご提出いただき処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時においては雇用保険の受給状況及び必要な届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	165,450
183			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 3月17日	2016年 9月15日	○機構本部から連絡があり、特別支給の老齢年金請求書の受付時に、雇用保険の高年齢雇用継続給付金を受給しているにもかかわらず、確認不足により支給停止事由該当届の受け付けを漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止事由該当届をご提出いただき処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時においては雇用保険の受給状況及び必要な届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	151,200
184			広島	広島広域 事務センター	2010年 3月29日	2016年 4月19日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の確認不足により誤った雇用保険番号の登録をしたため、正しい年金の支払となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の職歴や記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	481,200
185			兵庫	明石	1980年 6月頃	2015年 10月26日	○事務センターから連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	12,213
186			大阪	堺西	1980年 11月頃	2016年 1月26日	○事務センターから連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	297,803
187			東京	八王子	1985年 12月15日	2016年 2月2日	○事務センターから連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	89,458

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	高津	1974年 10月1日	2015年 8月13日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	77,359
189			千葉県	市川	1982年 7月20日	2016年 1月20日		1名	未払い	104,805
190			千葉県	市川	1986年 4月20日	2016年 1月20日		1名	未払い	18,373
191			栃木県	栃木	1978年 8月1日	2016年 2月2日		1名	未払い	15,255
192			広島県	福山	1979年 3月1日	2016年 2月3日		1名	未払い	19,697
193			三重県	伊勢	1979年 7月1日	2016年 2月23日		1名	未払い	237,191
194			神奈川県	横浜南	1984年 1月20日	2016年 2月26日		1名	未払い	378,192
195			神奈川県	横浜南	1986年 9月20日	2016年 2月26日		1名	未払い	467,750
196			神奈川県	横浜南	1980年 7月20日	2016年 2月26日		1名	未払い	72,375
197			滋賀県	大津	1989年 12月頃	2016年 2月29日		1名	未払い	48,672
198			広島県	福山	1976年 10月1日	2016年 3月2日		1名	未払い	14,847
199			栃木県	栃木	1982年 1月20日	2016年 3月2日		1名	未払い	105,466
200			東京都	足立	1980年 10月31日	2016年 3月7日		1名	未払い	182,782
201			機構本部	支払部	2015年 12月21日	2016年 6月23日	○他の部署から連絡があり、在職老齢年金受給者の支給額変更処理について、正しく処理が行われなかったにもかかわらず確認不足により訂正処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支給額変更処理について処理後の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	47,361
202	加給年金の誤り	確認・決定誤り	滋賀県	大津	2016年 4月11日	2016年 6月6日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢年金裁定時に必要な書類の案内を漏らしていたため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	130,032
203			山梨県	甲府	1993年 9月20日	2016年 8月1日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,198

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
204	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	1994年 6月23日	2016年 1月18日	○他の年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,782,033
205			兵庫	豊岡	1990年 7月1日	2016年 2月18日	○年金記録判明に伴う記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,733
206			大阪	堺西	1982年 3月頃	2016年 1月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時において年金記録の確認不足により、誤って加給年金額の支給停止処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	75,000
207			群馬	高崎	1994年 1月6日	2016年 10月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,124,082
208		入力誤り	千葉	木更津	1987年 10月24日	2015年 5月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、配偶者の生年月日の元号の入力を誤ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,344,795
209		説明誤り	北海道	新さっぽろ	2013年 2月22日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、加給対象者の要件の確認不足から、加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、生計維持関係など加給年金対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
210			鹿児島	川内	2016年 7月11日	2016年 9月12日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が加給対象者の要件の確認不足から、加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	なし	0
211	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	1993年 12月22日	2016年 7月26日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,337,526

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
212	配偶者の年金決定時の 配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	1996年 11月20日	2016年 6月16日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,870,459	
213			大阪	大手前	1993年 4月22日	2016年 6月23日		1名	未払い	4,221,746	
214			大阪	淀川	1997年 3月11日	2016年 7月25日		1名	未払い	3,821,227	
215			栃木	栃木	1999年 3月25日	2016年 1月13日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,712,865	
216			神奈川	川崎	1992年 9月20日	2016年 4月5日		1名	未払い	4,305,864	
217			兵庫	加古川	2001年 11月1日	2016年 4月13日		1名	未払い	1,625,000	
218			愛知	岡崎	1995年 1月30日	2016年 6月2日		1名	未払い	4,247,000	
219			京都	京都西	1995年 7月13日	2016年 6月6日		1名	未払い	4,238,583	
220			奈良	大和高田	2002年 12月22日	2016年 7月11日		1名	未払い	2,270,370	
221			兵庫	姫路	2001年 3月12日	2015年 10月9日		○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,388,203
222			長野	松本	2000年 1月4日	2015年 12月4日			1名	未払い	5,085,941
223			新潟	新潟東	1993年 11月18日	2015年 12月16日			1名	未払い	4,488,261
224			福井	福井	2000年 3月7日	2016年 1月25日			1名	未払い	2,827,200
225			東京	大田	2000年 9月19日	2016年 2月1日	1名		未払い	2,739,545	
226			福井	武生	1993年 8月26日	2016年 2月15日	1名		未払い	4,788,616	
227			埼玉	秩父	1992年 2月1日	2016年 3月7日	1名		未払い	5,460,200	
228			大阪	枚方	1996年 8月8日	2016年 3月28日	1名		未払い	2,612,656	
229			兵庫	明石	1992年 10月20日	2016年 5月24日	1名		未払い	4,137,896	
230			和歌山	和歌山西	1991年 11月28日	2016年 5月30日	1名		未払い	4,826,911	
231			長野	松本	1990年 4月頃	2016年 6月3日	1名		未払い	4,522,658	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
232	配偶者の年金決定時の 配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	島根	松江	1993年 5月20日	2016年 7月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,482,320		
233			兵庫	須磨	2000年 2月3日	2016年 7月19日		1名	未払い	2,250,449		
234			千葉	幕張	1995年 5月頃	2016年 7月19日		1名	未払い	3,212,878		
235			沖縄	浦添	1996年 3月4日	2016年 7月20日		1名	未払い	2,919,630		
236			群馬	前橋	2002年 11月1日	2016年 7月25日		1名	未払い	2,207,476		
237			福井	武生	1991年 1月31日	2016年 7月26日		1名	未払い	4,908,847		
238			香川	善通寺	1997年 9月1日	2016年 7月29日		○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,854,042	
239			東京	渋谷	2001年 5月10日	2016年 8月19日	1名		未払い	1,966,962		
240			神奈川	平塚	1995年 7月25日	2015年 5月28日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,171,943		
241			兵庫	姫路	1998年 10月29日	2016年 4月5日		1名	未払い	2,408,433		
242			長野	松本	1991年 5月頃	2016年 4月12日		1名	未払い	5,389,068		
243			静岡	三島	1989年 5月18日	2016年 4月21日		1名	未払い	4,588,025		
244			愛知	名古屋西	1997年 2月7日	2016年 6月22日		1名	未払い	3,757,201		
245			大阪	玉出	2001年 8月9日	2016年 6月23日		1名	未払い	1,111,923		
246			埼玉	熊谷	2005年 2月3日	2016年 6月28日		1名	未払い	971,501		
247			沖縄	コザ	1991年 4月14日	2016年 6月28日		1名	未払い	5,686,806		
248			山梨	大月	1993年 2月26日	2016年 7月4日		1名	未払い	5,166,216		
249			京都	京都西	1995年 4月6日	2016年 7月14日		1名	未払い	3,414,720		
250					島根	松江	1990年 11月1日	2016年 6月10日	○市町村から問合せがあり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,221,988
251			配偶者の年金決定時の 年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1997年 4月頃	2016年 5月24日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,695,516

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
252	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	1989年 4月20日	2015年 12月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,810,100
253			神奈川	平塚	1997年 3月6日	2016年 1月13日		1名	未払い	2,595,591
254			岐阜	大垣	1992年 11月12日	2016年 1月27日		1名	未払い	4,789,577
255			徳島	徳島南	1989年 10月26日	2016年 1月29日		1名	未払い	4,720,566
256			群馬	前橋	1987年 12月頃	2016年 4月5日		1名	未払い	5,538,680
257			山形	鶴岡	2003年 2月5日	2016年 5月26日		1名	未払い	2,126,494
258			千葉	幕張	2000年 10月頃	2016年 7月7日		1名	未払い	1,953,978
259			埼玉	浦和	1996年 1月11日	2015年 3月8日		○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
260					1992年 11月20日	2015年 3月6日	1名		未払い	4,505,493
261			岡山	津山	1992年 3月31日	2016年 1月15日	1名	未払い	5,378,651	
262			岡山	岡山東	1994年 4月23日	2016年 1月22日	1名	未払い	4,474,166	
263			神奈川	平塚	1996年 10月17日	2016年 4月26日	1名	未払い	2,501,255	
264			静岡	島田	2004年 9月23日	2016年 7月1日	1名	未払い	1,751,471	
265			大阪	難波	1992年 5月頃	2016年 7月25日	1名	未払い	5,317,737	
266			福岡	小倉北	1989年 4月8日	2016年 8月3日	1名	未払い	5,214,599	
267			長野	長野南	1996年 4月25日	2016年 8月16日	1名	未払い	3,274,466	
268			埼玉	浦和	1991年 11月7日	2015年 6月5日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,171,303
269			広島	広島西	1993年 12月16日	2015年 11月30日		1名	未払い	4,935,851
270			大阪	淀川	1992年 3月12日	2016年 2月23日		1名	未払い	4,841,738
271			大阪	玉出	1991年 4月7日	2016年 5月11日		1名	未払い	4,524,506

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
272	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2000年 1月1日	2016年 6月10日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,827,200
273			埼玉	浦和	1993年 5月5日	2016年 6月17日		1名	未払い	5,013,253
274			大阪	城東	2003年 12月9日	2016年 6月20日		1名	未払い	1,020,294
275			山形	山形	1991年 8月26日	2016年 6月21日		1名	未払い	3,099,556
276	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2006年 12月4日	2014年 8月14日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,893
277			熊本	熊本西	1985年 5月頃	2015年 9月24日		1名	未払い	3,769,557
278			福島	郡山	2009年 8月17日	2015年 10月2日		1名	未払い	10,362
279			兵庫	姫路	2003年 11月20日	2015年 10月14日		1名	未払い	1,413,212
280			東京	足立	1996年 2月27日	2016年 1月19日		1名	未払い	25,774

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
281	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	2004年 9月1日	2015年 10月30日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定後の厚生年金基金の代行返上による記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	67,699
282			佐賀	佐賀	1996年 10月14日	2015年 11月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,500
283			神奈川	平塚	1996年 11月14日	2015年 11月26日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,721,059
284			和歌山	和歌山東	1997年 3月頃	2015年 12月7日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	733,221
285			栃木	宇都宮西	2008年 2月13日	2016年 1月5日	○機構本部から連絡があり、再裁定の処理時に遺族共済年金の受給権者であるとの確認不足により、遺族厚生年金の停止処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時における他の年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	174
286			神奈川	横須賀	1979年 1月25日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧法厚生年金による先発と後発の老齢年金の再裁定を行うべきところ、先発の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定及び年金決定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	207,529
287			岡山	岡山東	2007年 12月7日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,031
288			福井	福井	1999年 7月16日	2016年 2月22日	○厚生年金基金から問合せがあり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	147,066

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
289	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2011年 10月頃	2016年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○内部点検により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	406,367
290			東京	葛飾	1998年 1月1日	2016年 4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	過払い	105,255
291		未処理・処理遅延	福岡	直方	2015年 11月2日	2016年 4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○内部点検を行っていたところ、機構本部へ進達した書類の控えの中に未進達の書類が保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	2,289
292	年金の搬込金融機関・住所変更にかかる誤り	確認・決定誤り	長野	事務センター	2011年 9月30日	2016年 5月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、住所変更届について誤った基礎年金番号が記載されていたにもかかわらず、正しい基礎年金番号の確認を行わず処理を行ったため、ねんきん定期便が正しく送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しいねんきん定期便を送付しました。 ●担当部署において、住所変更届処理時の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	なし	0
293		入力誤り	三重	事務センター	2016年 9月7日	2016年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関から問合せがあり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。 	1名	未払い	162,424
294			滋賀	事務センター	2016年 8月2日	2016年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関から問合せがあり、委託業者が住所・支払機関変更届の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。 	1名	未払い	94,824
295	離婚分割請求に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2014年 4月10日	2016年 5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○機構本部から問合せがあり、離婚時の年金分割請求における標準報酬改定請求書の処理時に、改定年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求書の改定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	10,991
296	年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2014年 4月3日	2016年 6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から問合せがあり、確認不足により年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書について送付先の入力を漏らしていたため、お客様が申し出された送付先に送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックの確認を徹底するよう周知しました。 	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
297	未支給年金の誤り	説明誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 4月4日	2016年 8月15日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求にかかる年金相談時に、支払処理のスケジュール確認不足により、誤った支払時期の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の支払時期の説明の際にスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
298	準確定申告用源泉徴収票の誤り	説明誤り	広島	福山	2016年 10月12日	2016年 10月19日	○お客様から問合せがあり、準確定申告用源泉徴収票について未支給年金請求者の住所へ送付するものにもかかわらず、誤って代理人様あて送付できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、準確定申告用源泉徴収票の送付時の事務処理について周知徹底しました。	1名	なし	0
299	年金給付関係通知書等の作成誤り	通知書等の 作成誤り	兵庫	事務センター	2016年 4月4日	2016年 4月8日	○お客様から問合せがあり、年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書等を送付する際、確認不足により解説文の記載内容を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい解説文を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
300			機構本部	年金記録企 画部	2016年 10月7日	2016年 10月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者が誤って本来の様式ではない用紙にねんきん定期便を印刷し、送付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書と正しいねんきん定期便を送付しました。 ●担当部署より委託業者に対し各作業工程における確認作業を徹底するよう指示し、委託業者より再発防止策の報告がありました。	951名	なし	0
301	年金給付関係書類の誤 送付	誤送付・誤送 信	神奈川	相模原	2015年 11月13日	2016年 3月22日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様の年金記録照会申出にかかる回答文書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した回答文書を回収し、正しい回答文書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
302	年金給付関係書類の誤 送付	誤送付・誤送 信	三重	事務センター	2016年 6月27日	2016年 6月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者が封入封緘時の確認不足により、他のお客様の所得状況届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、正しい所得状況届をお渡ししました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	2名	なし	0
303			神奈川	事務センター	2016年 6月30日	2016年 7月6日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様の所得状況届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、正しい所得状況届をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
304	年金見込額の誤り	誤送付・誤送 信	千葉	幕張	2016年 3月10日	2016年 3月14日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
305	年金見込額の誤り	誤送付・誤送信	東京	新宿	2016年 4月26日	2016年 5月2日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。</p> <p>●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
306			千葉	木更津	2016年 8月12日	2016年 8月16日		2名	なし	0
307			兵庫	東灘	2016年 8月30日	2016年 8月31日		2名	なし	0
308			山口	岩国	2016年 9月8日	2016年 9月8日		1名	なし	0
309	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	広島	三次	2016年 4月頃	2016年 6月29日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村において提出された未支給年金請求書が所在不明となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	未払い	235,899